

平成 30 年 7 月 4 日

厚生労働省
医政局
医事課長 武井 貞治 様

一般社団法人 日本カイロプラクターズ協会
会長 竹谷内 啓介



日本カイロプラクティック登録機構（JCR）の自主規制 に関する要望書

2012 年の独立行政法人国民生活センターの報告書、および 2017 年の消費者庁の報告書では、カイロプラクティックの名称を使用した業者が関連する健康被害の増加が報告されています。貴省より法的資格制度のない医業類似行為と位置付けられているカイロプラクティック（又はカイロプラクター）は名称独占資格ではないため、日本の医療・医業類似行為の資格の有無に関わらず、自称カイロプラクターが多く存在します。日本において法的資格制度が存在しない以上、国際的な教育基準が尊重されず、結果として教育基準が定まらないことから業界独自で健康被害を防止する有効な手立てはありません。

この度、当会が日本代表団体として加盟している世界カイロプラクティック連合（WFC）の Richard Brown 事務局長に対してカイロプラクティックの国際的な状況に関する説明を依頼しました。当会の世界保健機関（WHO）の指針に基づく自主規制の取り組みについて WFC から賛同を得ています。ぜひともご一読いただき、当会が支援する日本カイロプラクティック登録機構（JCR）の自主規制を国民に広く推奨し、カイロプラクティックを利用する国民の安全を守る目的で以下の通り要望いたします。

記

1. 貴省サイトに日本カイロプラクティック登録機構（JCR）のホームページを参考資料として掲載する。（<http://www.chiroreg.jp/>）
2. 貴省サイトに世界保健機関（WHO）のカイロプラクティック指針を参考資料として掲載する。（<http://www.jac-chiro.org/whojpnguide.pdf>）

以上